

【オーストラリア】2019 年財政関連法改正（消費者データ権）法

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

＊2019 年 8 月 12 日、企業等が保有する消費者データ及び商品データへのアクセスを高めることにより、商品価格の透明性の向上、新たなサービスの創出等を目指す法律が成立した。

1 制定の目的

2019 年 8 月 12 日、「2019 年財政関連法改正（消費者データ権）法」（2019 年法律第 63 号）¹（以下「データ権法」）が成立した（翌日施行）。データ権法は、企業等が保有する消費者データ及び商品データの可用性を高め、消費者と企業及び企業間での共有を推進することにより、①商品価格の透明性を向上し、②商品価格、消費者の支出及び取引データを利用した価格比較サービスを活性化し、③個人及び小規模事業者にとって最適な商品を可視化し、④他のサービスへの乗換えを容易にすることを目的とするものである²。

2 制定の経緯

消費者データ権のオーストラリアの全ての経済部門への導入は、2017 年 3 月に生産性委員会（Productivity Commission）が政府に提出した「データの可用性及び利用に関する調査報告書」³によって勧告された。また、財務省は、消費者データ権を銀行部門に適用することを勧告する「オープンバンキングに関するレビュー」⁴を同年 12 月に政府に提出した。政府はこれらの勧告を受け、データ権法の法案起草作業を開始し、2018 年 8 月に第 1 の草案を公表した。その後、利害関係者等との協議結果を反映させた第 2 の草案を、同年 9 月に公表した。2019 年 2 月 13 日、データ権法案が連邦議会下院に提出されたが、同年 4 月 11 日、連邦議会の解散に伴い廃案となった。連邦議会選挙により政権を維持した政府は、同内容の法案を同年 7 月 24 日に再提出し、同年 8 月 1 日に上下両院を通過、同年 8 月 12 日に裁可された。

3 改正法の概要

データ権法による主な改正は、「2010 年競争・消費者法」（1974 年法律第 51 号）⁵に、第 4D 章「消費者データ権」を新設することである。あわせて、「2010 年連邦情報コミッショナー法」（2010 年法律第 52 号）⁶及び「1988 年プライバシー法」（1988 年法律第 119 号）⁷（以下「プライバシー法」）に付随する改正を加える。以下は、第 4D 章の概要である。

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 10 月 9 日である。

¹ Treasury Laws Amendment (Consumer Data Right) Act 2019, No.63, 2019 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00063>>

² Josh Frydenberg, “Second reading speech: Treasury Laws Amendment (Consumer Data Right) Bill,” House of Representatives, *Debates*, July 24, 2019, p.819. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/e79ccb2b-a20c-483b-95e8-ca89001fbbd2/0026/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

³ Productivity Commission, “Data availability and use: inquiry report,” Canberra, March 2017. <<https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/data-access/report/data-access.pdf>>

⁴ Scott Farrell, “Review into open banking: giving customers choice, convenience and confidence,” *Treasury*, December 2017. <<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/Review-into-Open-Banking-For-web-1.pdf>>

⁵ Competition and Consumer Act 2010, No.51, 1974 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00264>>

⁶ Australian Information Commissioner Act 2010, No.52, 2010 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00242>>

⁷ Privacy Act 1988, No.119, 2010 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00241>>

(1) 第1節 通則

データ権法の目的は、オーストラリア経済のある部門の消費者が、当該部門の企業に対して、自らに関するデータを、自身又は認可を受けたデータ受領者（*accredited data recipient*）（以下「データ受領者」）へ、安全に、効率的に、及び便利に開示するよう要求できるようにすることである。また、製品及びサービスに関する情報に誰もが容易にアクセスできるようにすることで、消費者の選択肢を増やし、及び競争を促すことである。

データ権法の適用対象となる部門（以下「指定部門」）及び消費者がアクセスできるデータ種別の指定は、財務大臣（以下「大臣」）が委任立法により行う。なお、委任立法の制定に当たり、大臣はオーストラリア競争・消費者庁（*Australian Competition and Consumer Commission: ACCC*）と協議を行わなければならない。ACCCは少なくとも28日間の公の協議を経て、大臣に報告書を提出し、当該報告書はACCCのウェブサイト公表しなければならない。

(2) 第2節 消費者データ権

消費者データ権をオーストラリア経済の各部門にどのように適用するかは、ACCCが消費者データ権規則（以下「規則」）により定める。規則には、データの利用、保存、開示、正確性、消去、データ標準化団体、データフォーマット及びデータ標準等の認可が含まれる。また、ACCCはデータ受領者が従わなければならない規則を定める。

(3) 第3節 認可

データ受領者の認可者、認可登録及びデータ受領者の登録について定める。データ受領者は、指定部門に属する者に限定されない。例えば、小売業者が銀行のデータを受領することができる。

(4) 第4節 外部紛争解決

ACCCは、1又は複数の指定部門のための外部紛争解決制度を認定することができる。また、ACCCが外部紛争解決制度を認定するに当たり考慮しなければならない事項を定める。

(5) 第5節 プライバシー保護措置

データ権法に規定されるプライバシー保護措置とプライバシー法による措置との関係について定める。データ権法とプライバシー法の間に不一致がある場合、データ権法の規定が優先される。

(6) 第6節 データ標準

データ標準、データ標準化議長及びデータ標準化団体について規定する。

データ標準とは、消費者及びデータ受領者に提供されるデータのフォーマット及びプロセスを定義するものである。

データ標準化議長は大臣により任命され、①データのフォーマット及び記述、②データの開示、③データの収集、利用、正確性、保存、セキュリティ及び消去、④データの非特定化等に関する標準を策定し、また、⑤諮問委員会等を設置する権限を有する。

データ標準化団体は、財務省又は他の連邦機関の中から大臣が任命し、データ標準化議長を支援する。データ標準化団体は、ACCCが策定した規則を遵守しなければならない。

参考文献

- Mary Anne Neilsen “Treasury Laws Amendment (Consumer Data Right) Bill 2019,” *BILLS DIGEST*, NO.68, March 26, 2019. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/6579736/upload_binary/6579736.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/6579736%22>